

# 第五種共同漁業権遊漁規則

内共第48号

令和6年1月1日施行

木曾川長良川下流漁業協同組合

日本ライン漁業協同組合

愛北漁業協同組合

木曾川漁業協同組合

**木曾川長良川下流漁業協同組合、日本ライン漁業協同組合  
愛北漁業協同組合、木曾川漁業協同組合  
内共第48号第五種共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第1条 この規則は、木曾川長良川下流漁業協同組合・日本ライン漁業協同組合・愛北漁業協同組合・木曾川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第48号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、あまご、うぐい、おいかわ及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣（友釣、餌釣、毛バリ釣、及び流しガリ）による遊漁の場合には口頭で、網による遊漁の場合には、別記様式第1号による遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣、投網、刺網及び四つ手網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投網	網の全長4メートル以下、網目の大きさ1.2センチメートル以上

刺網（テーナ網を含む。）	1 統の全長 10メートル以下、網目の大きさ 2 センチメートル以上
四つ手網（たも網を含む。）	1 辺の網の長さ 4メートル以下、網目の大きさ 15センチメートルにつき 20節以下

2 漁場区域内におけるあゆの遊漁については、加茂川合流点から下流迫間川合流点までの区域は、次条第 1 項の規定によるあゆについての解禁の日から 8 月 31 日まで、丹羽郡扶桑町大字山那の山那燈明灯から下流同郡同町大字小淵の小淵水位計の区域（左岸側）は、解禁の日から 9 月 30 日まで、その他の区域は、解禁の日から 8 月 15 日までは、竿釣（友釣及び餌釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。また、美濃加茂市御門町リバーポートパーク美濃加茂の上流 300メートルから下流加茂川合流点までの区域は、解禁の日から 12 月 31 日までは、竿釣（友釣及び餌釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

3 投網、刺網及び四つ手網による遊漁は、360 統の範囲内とする。

4 流しガリ（どぼんこ釣又は掛針を含む。）による遊漁は 1 月 1 日から 8 月 15 日まで禁止する。

5 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一. 水中に電流を通じてする漁法
- 二. びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三. 動力を利用する瀬干漁法
- 四. 火光を利用して行う漁法
- 五. 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）

（遊漁期間）

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6 月 1 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

うぐい	6月1日から翌年3月31日まで
あまご	2月1日から9月9日まで
こい、ふな、おい かわ及びうなぎ	1月1日から12月31日まで（ただし、おいかわについて、 竿釣以外は3月1日から11月30日までとする。）

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証取扱所に掲示してするものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。（全魚種）

区 域	期 間
木曾川今渡発電所えん堤下流端から下流 280メートルの区域	4月1日から8月31日まで
木曾川東海道線下り線橋梁上流端から上流 1,000メートルの区域	9月1日から11月30日まで
木曾川濃尾用水犬山頭首工えん堤上流端から 上流100メートル、同えん堤下流端から下 流120メートルの区域	1月1日から12月31日まで
馬飼頭首工えん堤上流端から上流200メー トル、同えん堤下流端から下流200メー トルの区域	1月1日から12月31日まで
木曾川濃尾用水犬山頭首工えん堤上流端から 上流100メートルから上流の区域	1月1日から12月31日まで （手釣、竿釣を除く）
南派川の木曾川本流との分枝点から下流小網 橋の区域	9月1日から11月30日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長	魚 種	全 長
こ い	20センチメートル以下	う ぐ い	10センチメートル未満
ふ な	6センチメートル以下	あ ま ご	15センチメートル以下
う な ぎ	30センチメートル未満		

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
		1 日	1 年
あ ゆ (雑魚を含む。)	手釣及び竿釣	1,500円 現場加算料 1,000円	6,000円 但し、期間限定 (11月以降、3月 末まで有効)の場合 3,000円
あまご、こい、ふな、 おいかわ、うぐい 及びうなぎ(以下 「雑魚」という。)	手釣及び竿釣	500円 現場加算料 500円	

二 その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あゆ及び雑魚	投網、刺網及び四つ手網	1年	12,000円

2. 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳、書類などを提示しなければならない。

区 分	漁 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
			1 日	1 年
中学生以下、70才以上の者、心身障害者（身体障害者3級以上又は療育手帳障害程度A級の者）	あゆ （雑魚を含む。）	手釣及び竿釣	1,500円  現場加算額 1,000円	3,000円  ただし、期間限定 （11月以降、3 月末まで有効）の 場合1,500円
	雑魚	手釣及び竿釣	無 料	

3. 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

4. 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（川釣り体験場）

第8条 次の表の左欄に掲げる区域において右欄に掲げる期間に組合が開設する川釣り体験場においては、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
木曾川南派川、一宮市北方町北方、木曾川南派川左岸に設置した仕切網と陸岸により囲まれた長さ約400メートル、幅約50メートルの区域	10月1日から翌年4月15日までの間で、組合が定めて公示した期間

2. 前項に掲げる川釣り体験場を利用しようとする場合は、組合の指示に従わなければならない。

(特定釣漁場)

第9条 第7条の規定に係わらず、次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる魚種を対象にウ欄に掲げる期間内に組合が開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄に掲げる料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア 区 域	イ 魚 種	ウ 期 間	エ 料 金
木曾川 木曾川右岸 側 派川の太田橋 下 流端の下流5 0 0メートルの 地点から下流 670メート ルの間	あまご	2月1日から 9月30日までの 間 で組合が定めて公 示 する期間	1人あたり放流量 1キログラム2,500円 小学生以下は 500グラム1,000円
	にじます	1月1日から 12月31日までの 間 で組合が定めて公 示 する期間	1人あたり放流量 1キログラム2,000円 小学生以下は 500グラム1,000円
木曾川 坂祝町一色 地 内、木曾川右 岸 河川敷地内の 湧 水池（通称： 2 番池）	あまご	2月1日から 9月30日までの 間 で組合が定めて公 示 する期間	1人あたり放流量 1キログラム2,500円 小学生以下は 500グラム1,000円
	にじます	1月1日から 12月31日までの 間 で組合が定めて公 示 する期間	1人あたり放流量 1キログラム2,000円 小学生以下は 500グラム1,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式2号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付しなければならない。

2. 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 11 条 遊漁者は、遊漁をする場合は、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及びその他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 12 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、別記様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 13 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号

<b>遊漁承認申請書</b>			
		令和	年 月 日
漁業協同組合長	様	申請者住所	
		氏 名	印
		生年月日	年 月 日
下記により、貴組合共同漁業権漁場で、遊漁したいから承認して下さい。			
記			
1. 遊漁対象水産動物名			
2. 漁 具・漁 法			
3. 遊 漁 区 域			
4. 遊 漁 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			

